

条 例

埼玉県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第二十二号

埼玉県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

例第十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「別表第一及び別表第二」を「次項から第四項まで」に改め、同条第三項を削り、同条第二項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2 宿泊料の額は、旅行中の宿泊に要する費用の額とし、一夜につき、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第一百四号）に基づき国家公務員に支給される宿泊費を基準として議長が定める額とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として議長が定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

3 宿泊料の支給額は、前項の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、いずれか少ない額とする。

4 出張のための外国旅行中に死亡した場合における死亡手当の額は、県議会議長にあつては八十八万円、県議会副議長及び県議会議員にあつては八十万円とする。第五条中「規定する月に応じ、同項に規定する割合」を「規定する割合（給料月額及びその給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に乗じる割合に限る。）」に改める。

附則中「同項に規定する月に応じて同項に規定する」を「給料月額及びその給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に乗じる」に改める。

別表第一及び別表第二を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の規定は、この条例の施行後の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。